

総務委員会 議案説明資料

令和3年2月25日

件名	頁
1 第10号議案 あだち子どもの未来応援基金条例	2
2 第11号議案 足立区組織条例の一部を改正する条例	3
3 第12号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	6
4 第13号議案 足立区職員定例条例の一部を改正する条例	12

(政策経営部)

第 10 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	あだち子どもの未来応援基金条例
所管部課名	子ども貧困対策担当部子どもの貧困対策担当課
内 容	<p>1 制定理由 子どもの健やかな成長を支援する団体及び食の支援を行う団体への活動助成並びに足立区の区域内に存する児童養護施設等の退所者の支援に充てる基金を設置するために、あだち子どもの未来応援基金条例を制定する。</p> <p>2 概要 (1) 子どもの健やかな成長を支援する活動及び食の支援活動への助成 学習支援、居場所、経験・体験、子ども食堂、フードパントリーに対し、事業が、継続的に実施できるよう活動の一部を支援する (ただし、3年毎に継続支援について査定する)。 1団体 200,000円(上限額) ※初めの3年間は3/4、4年目以降は1/2補助とする。 (2) 児童養護施設等の退所者の支援 進学・就職して児童養護施設等を退所、または里親への委託措置を解除された若者が、一人暮らしを円滑に開始できるよう費用の一部を支援する。 一人 200,000円</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>今後は、第2期の計画に盛り込んだ若年者支援や外国籍と外国にルーツをもつ子どもたちへの支援等に基金を活用し、さらに広がりを持った事業・活動の取り組みにつなげていく。</p>

第 11 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区組織条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部政策経営課
内 容	<p>組織改正に伴い、部の分掌事務等を改める必要が生じたため、条例改正を行う。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 政策経営部</p> <p>ア 「電子自治体の推進に関すること」を「ICT戦略の推進に関すること」に改める。</p> <p>イ 「協働及び協創の推進に関すること」を「協働及び協創の推進並びにNPO等公益活動団体の支援に関すること」に改める。</p> <p>ウ 「子どもの貧困対策施策の調整に関すること」を追加する。</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 「公有財産の取得、管理及び処分に関すること」を追加する。</p> <p>イ 「公有財産の有効活用に関すること」を追加する。</p> <p>(3) 「資産管理部」を「施設営繕部」に改め、分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>ア 区施設の営繕及び保全に関すること。</p> <p>イ 本庁舎の管理に関すること。</p> <p>(4) 地域のちから推進部</p> <p>ア 「NPO等公益活動団体の支援に関すること」を削る。</p> <p>2 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	今後、条例に基づき、適切な組織運営を行っていく。

足立区組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、足立区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部 総務部 危機管理部 <u>資産管理部</u> 区民部 地域のちから推進部 産業経済部 福祉部 衛生部 環境部 都市建設部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>（省略）</p> <p>7 <u>電子自治体</u>の推進に関すること。 8 協働及び協創の推進に関すること。</p>	<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、足立区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部 総務部 危機管理部 <u>施設営繕部</u> 区民部 地域のちから推進部 産業経済部 福祉部 衛生部 環境部 都市建設部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>（省略）</p> <p>7 <u>ICT戦略</u>の推進に関すること。 8 協働及び協創の推進<u>並びにNPO等公益活動団体の支援</u>に関すること。 9 <u>子どもの貧困対策施策の調整</u>に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>総務部 (省略)</p> <p>7 契約に関する事。</p> <p><u>8 その他他の部の主管に属しない事。</u></p> <p>危機管理部</p> <p>1 危機管理及び災害対策に関する事。</p> <p>資産管理部</p> <p>1 <u>公有財産の取得、管理及び処分に関する事。</u></p> <p>2 <u>公有財産の有効活用に関する事。</u></p> <p>3 <u>施設の営繕及び保全に関する事。</u></p> <p>4 <u>庁舎管理に関する事。</u></p> <p>区民部 (省略)</p> <p>地域のちから推進部 (省略)</p> <p>7 男女共同参画の推進に関する事。</p> <p><u>8 NPO等公益活動団体の支援に関する事。</u></p> <p><u>9 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関する事。</u></p> <p><u>10 図書館活動の推進に関する事。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>総務部 (省略)</p> <p>7 契約に関する事。</p> <p><u>8 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。</u></p> <p><u>9 公有財産の有効活用に関する事。</u></p> <p><u>10 その他他の部の主管に属しない事。</u></p> <p>危機管理部</p> <p>1 危機管理及び災害対策に関する事。</p> <p>施設営繕部</p> <p>1 <u>区施設の営繕及び保全に関する事。</u></p> <p>2 <u>本庁舎の管理に関する事。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>区民部 (省略)</p> <p>地域のちから推進部 (省略)</p> <p>7 男女共同参画の推進に関する事。</p> <p>(削る)</p> <p><u>8 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関する事。</u></p> <p><u>9 図書館活動の推進に関する事。</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>付 則 (令和3年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第 12 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 25 日

件 名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 I C T 戦略推進担当課、区民部特別収納対策課、福祉部親子支援課、福祉部生活保護指導課、福祉部障がい福祉課、福祉部障がい者支援担当課、子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>1 改正内容</p> <p>現在、「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」において、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めているが、区民部特別収納対策課との庁内連携により、以下の債権の滞納整理に関する事務の一部を一元化して行うため、条例に事務及び特定個人情報を追加するための改正を行う。</p> <p>(1) 生活保護徴収金等 (2) 児童手当返還金等 (3) 特別障害者手当返還金等 (4) 保育所費</p> <p>2 改正の概要</p> <p>1の(1)～(4)に示した債権の滞納整理について、区民部特別収納対策課で一元管理する際、滞納整理の地方税賦課徴収関係情報等を収集・把握するために必要な事務と特定個人情報を、新たに条例別表へ追加する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>「令和3年4月1日」から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前			改正後		
○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号			○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1～19	省略		1～19	省略	
(新設)			20 区長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
(新設)			21 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
(新設)			22 区長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
(新設)			23 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の	(略) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (略)	1 区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の	(略) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (略)

改正前			改正後		
	賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)		賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法____による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)
2 区長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの (略)	2 区長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律____により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの (略)
3~5	(略)	(略)	3~5	(略)	(略)
6 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当に関する情報(以下「障害児福祉手当関係情報」という。)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)	6 区長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律____による障害児福祉手当に関する情報(以下「障害児福祉手当関係情報」という。)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (略)
7~27	(略)	(略)	7~27	(略)	(略)
28 区長	生活保護法による保護の決定及び実	住民票関係情報であって規則で定めるもの	28 区長	生活保護法による保護の決定及び実	住民票関係情報であって規則で定めるもの

改正前			改正後		
	施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
29	(略)	(略)	29	(略)	(略)
30	区長 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	30	区長 児童福祉法による負担能力の認定_____に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31～46	(略)	(略)	31～46	(略)	(略)
(新設)			47	区長 児童扶養手当法による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 介護保険関係情報であって規則で定めるもの
(新設)			48	区長 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

改正前				改正後			
(新設)				49 区長		介護保険関係情報であって規則で定めるもの	
					児童手当法による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	
						国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
(新設)				50 区長		介護保険関係情報であって規則で定めるもの	
					障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	
						国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
(新設)				51 区長		介護保険関係情報であって規則で定めるもの	
					生活保護法による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	
						住民票関係情報であって規則で定めるもの	
						国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
					高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報		

改正前				改正後			
						であって規則で定めるもの	
						介護保険関係情報であって規則で定めるもの	
(新設)				52 区長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	
						外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
						国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						介護保険関係情報であって規則で定めるもの	
(新設)				53 区長	児童福祉法による保育所費(利用者負担額)の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	
						国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
						介護保険関係情報であって規則で定めるもの	

第 13 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 25 日

件 名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																												
所管部課名	政策経営部政策経営課																																												
内 容	<p>職員定数の変動に伴い、以下のとおり足立区職員定数条例を改正する。</p> <p>1 改正内容（第 2 条関連）</p> <table border="1" data-bbox="383 683 1404 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td> <td>2, 417人</td> <td>2, 474人</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>821人</td> <td>781人</td> <td>△40</td> </tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>11人</td> <td>12人</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3, 275人</td> <td>3, 293人</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="383 1265 1404 1467"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社等派遣定数</td> <td>33人</td> <td>33人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区総定数</td> <td>3, 308人</td> <td>3, 326人</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2, 417人	2, 474人	57	(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人		(3) 教育委員会の事務部局の職員	821人	781人	△40	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	11人	12人	1	(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人		(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人		合 計	3, 275人	3, 293人	18		旧	新	増減	公社等派遣定数	33人	33人		足立区総定数	3, 308人	3, 326人	18
	旧	新	増減																																										
(1) 区長の事務部局の職員	2, 417人	2, 474人	57																																										
(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人																																											
(3) 教育委員会の事務部局の職員	821人	781人	△40																																										
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	11人	12人	1																																										
(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人																																											
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人																																											
合 計	3, 275人	3, 293人	18																																										
	旧	新	増減																																										
公社等派遣定数	33人	33人																																											
足立区総定数	3, 308人	3, 326人	18																																										
今後の方針	<p>今後も、社会経済情勢に応じた適正なサービス水準を確保する体制整備を図りながら、組織編成と定数管理を行っていく。</p>																																												